



発行所：日本合板商業組合

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-5-4

TEL：03-5256-9080

<https://www.nichigoshonet/>

e-mail：jpwa@oboe.ocn.ne.jp

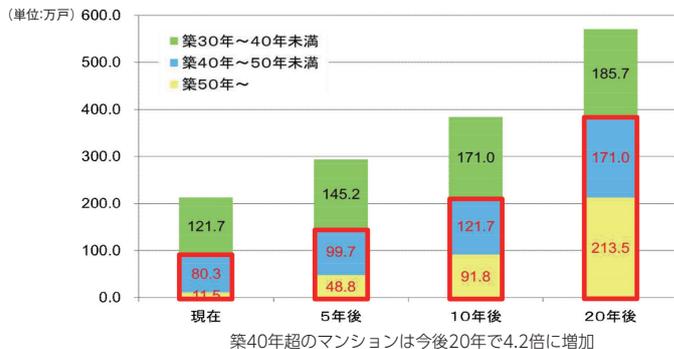
Japan Plywood Wholesalers Association

TOPIC 1 | 危険な老朽マンション、建て替え促進へ新たな基準案

老朽化が進み維持修繕が困難なマンションの建て替えなどを促すため、国土交通省は対象となるマンションの新たな基準案を示した。国は昨年6月、マンション建替円滑化法を改正し、対象を、これまでの耐震性が不足するマンションに加え、外壁の劣化が進み、落下の危険性のあるマンションなどにも拡充。これを受けたもの。

「要除却基準に関する検討会」で示した新たな基準案では、対象に追加された、それぞれの要除却認定基準の方向性を明らかにした。外壁については対象をRC造とし、技術者の目視のみでの判定とした。基準概要では「鉄筋に沿った浮き・ひび割れ等が一定程度以上発生し、剥落の危険性が高いもの」とし、調査個所に応じた判定式を使って判断する。

また、火災の安全性に関しては、建築基準法の防火・避難規定に不適合で、簡易な修繕で適合させることが困難なものとした。その例として、避難階段を全面的に作り変



えるといったケースや吹き抜けや階段が防火区画となっておらず大規模な改修が必要となるケースなどを挙げている。バリアフリーに関しては、建物出入口から多数の者が利用する居室（集会室等）または各住戸に至る全ての経路について、移動等円滑化経路に適用されるいずれかの基準に適合していないものとの案を示した。

8月にも新たな基準案をとりまとめ、同省は10月にも省令・告示を改正し、年内の一部施行を目指す。

TOPIC 2 | ウッドショック抑える対応を 国交省が工務店に通知

国土交通省は、木造住宅の供給事業者の団体に対して、ウッドショックの余波を抑える対応を求める通知を发出した。新型コロナウイルス感染症拡大により、世界的な木材需給が変化し、また、海外からのサプライチェーンが大きな影響を受け、外材が高騰、不足する状況が続いている。

こうした中で、国土交通省は、工務店などの業界団体、全国の建築士会などに対して、「住宅用木材の価格高騰・不足を踏まえた住宅供給事業者等における業務の対応について」と題した通知を发出した。

すでに着工している物件で工期に影響が生じる可能性がある場合などは、事業者と建築主の間で混乱を来さないよう、できるだけ早めに建築主に状況を説明することが重要としている。また、資金繰りに対する支援制度を紹

介。日本政策金融公庫などへの相談することをすすめている。なお、工務店が借入申し込みを行い、審査を経て実行されるまでには、一定の日数を要するため、早めの相談を行うよう、注意を促している。

ウッドショックの見通しは不透明な状況にある。

木材供給事業者からは「外材の高騰、不足は2、3年続くのではないかと」といった声も聞かれる。一方で、ウッドショックの引き金となったアメリカの木材需要増は一段落する傾向が見え始めている。5月18日に同国商務省が発表した今年4月の住宅着工件数（季節調整済み）は年率換算で前月より9.5%減少（157万戸）し、戸建て住宅はさらに減少幅が大きく13.4%の減少（109万戸）となった。アメリカの市場が落ち着けば、多少の改善を指摘する声もある。

今知りたい情報がここにある

住生活産業のための
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online
ハウジングトリビューン オンライン
プレミアム

<https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/>